

BB.excite 光 10G 契約約款

目次

第 1 章	総則.....	4
第 1 条	(本約款の適用)	4
第 2 条	(本約款の変更)	4
第 3 条	(用語の定義)	4
第 2 章	契約.....	8
第 4 条	(契約の成立)	8
第 5 条	(契約の単位)	9
第 6 条	(契約者回線の終端)	9
第 7 条	(BB.excite 光 10G 区域)	9
第 8 条	(収容 excite 光取扱局)	9
第 9 条	(ID 等)	9
第 10 条	(サービス利用の要件等)	10
第 11 条	(申込)	11
第 12 条	(申込の承諾等)	12
第 13 条	(初期契約解除)	13
第 14 条	(電気通信設備に係る工事)	15
第 15 条	(契約取消等)	15
第 16 条	(契約者回線の異経路)	15
第 17 条	(サービス内容の変更等)	16
第 18 条	(契約者の名称の変更等)	16
第 19 条	(契約上の地位の相続)	16
第 20 条	(権利の譲渡制限)	17
第 21 条	(契約者の解約)	17
第 22 条	(当社の解約)	18
第 23 条	(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)	19
第 24 条	(移転時の契約の扱い等)	20
第 25 条	(転用取消等)	20
第 26 条	(事業者変更 (転入) 及び事業者変更 (転出))	20
第 27 条	(事業者変更 (転入) の取消)	21
第 27 条の 2	(移行の取消)	22
第 28 条	(事業者変更後キャンセル (転出) 及び事業者変更後キャンセル (転入))	22

第 3 章	端末設備の貸与等	23
第 29 条	(端末設備の貸与)	23
第 30 条	(端末設備の取り替え)	23
第 31 条	(端末設備の返却)	23
第 4 章	利用中止等	24
第 32 条	(利用の中断)	24
第 33 条	(利用の停止)	24
第 5 章	通信	26
第 34 条	(利用の制限等)	26
第 6 章	料金等	27
第 35 条	(契約者の支払義務等)	27
第 36 条	(月額料金の額等)	28
第 37 条	(債権の譲渡)	28
第 38 条	(遅延損害金)	28
第 39 条	(消費税)	28
第 40 条	(利用不能の場合における料金の調整)	29
第 41 条	(料金等の請求方法)	29
第 42 条	(料金等の支払方法)	29
第 43 条	(遅延損害金の支払方法)	30
第 7 章	保守	30
第 44 条	(契約者の維持責任)	30
第 45 条	(契約者の切分責任)	30
第 46 条	(修理又は復旧の順位)	31
第 8 章	保証等	31
第 47 条	(保証及び責任の限定)	31
第 9 章	雑則	32
第 48 条	(サービスの種類)	32
第 49 条	(サービスの変更、追加又は廃止)	32
第 50 条	(サービスの提供区域及び範囲)	33
第 51 条	(自己責任の原則)	33
第 52 条	(不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為)	33
第 52 条の 2	(カスタマーハラスメント)	35
第 53 条	(承諾の限界)	36
第 54 条	(契約者に係る情報の通知等)	36
第 55 条	(NTT 東西からの通知)	37
第 56 条	(契約者に係る情報の利用)	37

第 57 条	(個人情報及び秘密情報の保護)	37
第 58 条	(通信の秘密)	38
第 59 条	(技術的事項)	38
第 60 条	(サイバー攻撃への対処)	38
第 61 条	(分離可能性)	39
第 62 条	(専属的合意管轄裁判所)	39
別記		40
別表		41
別紙 1	BB.excite 光 10G において定める事項	42
別紙 1-2		50
別紙 2	BB.excite 光 10G の月額料金の返金又は請求免除制度において定める事項	59
別紙 3	BB.excite メールにおいて定める事項	60
別紙 4	BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて定める事項	62
別紙 5	ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて定める事項	64

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

1. エキサイト株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「事業法」といいます。）に基づき、この BB.excite 光 10G 契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより BB.excite 光 10G を提供します。なお、BB.excite 光 10G は、(1)当社が NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）又は NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）による光コラボレーションモデルを利用して提供する光回線、及び(2)当社の電気通信設備を利用して提供する電気通信サービスから構成され、(1)及び(2)を一体として提供するサービスです。
2. 本約款は、当社が提供する BB.excite 光 10G を利用する契約者（第 3 条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）全てに適用されます。
3. 別途定める以下の各号の利用規約等は、本約款の一部を構成するものとします。なお、以下の各号の利用規約等と本約款の規定が抵触する場合には、本約款を優先して適用するものとします。
 - (1) エキサイト・サービス利用規約 (<https://info.excite.co.jp/agreement/>)
 - (2) プライバシーポリシー (<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>)
 - (3) 名称の如何を問わずに BB.excite 光 10G に関連して当社が書面又はウェブサイト等で別途定める重要事項説明書、ガイドライン、ルール、注意事項、お知らせ及び当社からの通知事項
4. BB.excite 光 10G の申込者（第 3 条（用語の定義）に定義します。）は、本約款の内容を承諾のうえ、BB.excite 光 10G の利用に関する申込を行うものとします。
5. 契約者は、BB.excite 光 10G を利用するにあたり、本約款を十分に理解したうえで誠実に遵守するものとします。

第2条 (本約款の変更)

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。ただし、法令上契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款において、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- (1) 「BB.excite 契約サービス」とは、「サービス利用約款」(<https://bb.excite.co.jp/guide/>)

[guidance/](#)）等に基づき提供される、通信及び通信に付随又は関連するサービス群の総称を意味します。

- (2) 「BB.excite 光 10G 契約」とは、BB.excite 光 10G の利用に関する契約を意味します。
- (3) 「BB.excite 光 10G 申込」とは、BB.excite 光 10G 契約の申込を意味します。
- (4) 「BB.excite 光 10G の申込者」とは、BB.excite 光 10G 契約の申込をした個人を意味します。
- (5) 「契約者」とは、当社と BB.excite 光 10G 契約を締結している個人を意味します。
- (6) 「BB.excite メンバーID」とは、当社が BB.excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類の BB.excite 契約サービスに共通のものを意味します。
- (7) 「BB.excite メンバーパスワード」とは、当社が BB.excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与するパスワード（変更後のパスワードを含みます。）であって、全ての種類の BB.excite 契約サービスに共通のものを意味します。
- (8) 「ID 等」とは、BB.excite メンバーID 及び BB.excite メンバーパスワードの総称を意味します。
- (9) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備を意味します。
- (10) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを意味します。
- (11) 「IP 通信網」とは、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）を意味します。
- (12) 「NTT 東西」とは、NTT 東日本及び NTT 西日本を意味します。
- (13) 「NTT 東日本地域」とは、次に掲げる都道府県の区域（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）のうち、NTT 東日本が別途定める区域を意味します。
- (14) 「NTT 西日本地域」とは、次に掲げる都道府県の区域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）のうち、NTT 西日本が別途定める区域を意味します。
- (15) 「excite 光取扱局」とは、電気通信設備を設置し、それにより BB.excite 光 10G に関する業務を行う NTT 東西の事業所を意味します。
- (16) 「BB.excite 光 10G 取扱所」とは、BB.excite 光 10G に関する契約事務を行う当社の

事業所（当社の委託により BB.excite 光 10G に関する契約事務を行う者の事業所を含みます。）を意味します。

- (17) 「取扱所交換設備」とは、excite 光取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）を意味します。
- (18) 「契約者回線」とは、BB.excite 光 10G 契約に基づいて excite 光取扱局内に設置された取扱局交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線を意味します。
- (19) 「相互接続」とは、NTT 東西とそれ以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。）との間の相互接続協定（NTT 東西が NTT 東西以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続を意味します。
- (20) 「相互接続点」とは、相互接続に係る電気通信設備の接続点を意味します。
- (21) 「協定事業者」とは、NTT 東西が IP 通信網サービス契約約款に定める協定事業者を意味します。
- (22) 「特定事業者」とは、NTT 東西が IP 通信網サービス契約約款に定める特定事業者を意味します。
- (23) 「収容 excite 光取扱局」とは、その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている excite 光取扱局を意味します。
- (24) 「契約者回線等」とは、契約者回線及び契約者回線に付随して NTT 東西が必要により設置する電気通信設備を意味します。
- (25) 「回線終端装置」とは、契約者回線の終端の場所に NTT 東西が設置する装置（端末設備を除きます。）を意味します。
- (26) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものを意味します。
- (27) 「自営端末設備」とは、契約者が設置する端末設備を意味します。
- (28) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものを意味します。
- (29) 「技術基準等」とは、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件を意味します。
- (30) 「転用」とは、NTT 東西とフレッツ光回線の利用契約を締結している者が、利用契約締結先を当社へ変更をすることを意味します。
- (31) 「転用手続」とは、転用による BB.excite 光 10G 申込の手続を意味します。
- (32) 「転用契約者」とは、契約者のうち転用手続による契約者を意味します。
- (33) 「転用日」とは、転用により契約締結先が当社に変更された日を意味します。
- (34) 「光コラボレーション事業者」とは、NTT 東西による光コラボレーションモデルを利

用して光回線を提供する事業者（当社を含みます。）を意味します。

- (35) 「事業者変更」とは、光コラボレーション事業者と光回線の利用契約を締結している者（以下「光コラボレーション利用者」といいます。）が、NTT 東西が提供するフレッツ光回線又は他の光コラボレーション事業者が提供する光回線の利用契約へ変更する手続を意味します。
- (36) 「変更元事業者」とは、事業者変更に際して、光コラボレーション利用者が光回線の利用契約を締結している変更前の光コラボレーション事業者を意味します。
- (37) 「変更先事業者」とは、事業者変更により、光コラボレーション利用者が光回線の利用契約を締結する NTT 東西又は光コラボレーション事業者を意味します。
- (38) 「事業者変更（転入）」とは、当社を変更先事業者とする事業者変更による BB.excite 光 10G 申込の手続を意味します。
- (39) 「事業者変更（転出）」とは、当社を変更元事業者とする事業者変更による BB.excite 光 10G の解約手続を意味します。
- (40) 「事業者変更後キャンセル（転入）」とは、変更先事業者の不適正な営業により光コラボレーション利用者の意思に反して事業者変更（転出）が行われた場合、BB.excite 光 10G 契約に戻す手続を意味します。
- (41) 「事業者変更後キャンセル（転出）」とは、当社又は BB.excite 光 10G 取次代理店（第 11 条（申込）第 1 項第 3 号に定義します。）の不適正な営業により光コラボレーション利用者の意思に反して事業者変更（転入）が行われた場合、変更元事業者の光回線の利用契約に戻す手続を意味します。
- (42) 「事業者変更契約者」とは、契約者のうち事業者変更（転入）による契約者を意味します。
- (43) 「事業者変更日（転入）」とは、NTT 東西による事業者変更（転入）に係る手続きが完了し、BB.excite 光 10G 契約が成立した日を意味します。
- (44) 「事業者変更日（転出）」とは、NTT 東西による事業者変更（転出）に係る手続きが完了し、BB.excite 光 10G 契約が解約された日を意味します。
- (45) 「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行う BB.excite 光 10G 申込を意味します。
- (46) 「サービス開始日」とは、BB.excite 光 10G 申込を当社が承諾した後、当社が契約者にサービス開始日及び課金開始日として通知する日を意味します。
- (47) 「最低利用期間」とは、当社が BB.excite 光 10G の種類毎に定める最低利用期間であって、当該 BB.excite 光 10G のサービス開始日をその起算日とするものを意味します。
- (48) 「解約事務手数料」とは、契約者が最低利用期間内に BB.excite 光 10G の解約を行った際に発生する事務手数料を意味します。
- (49) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税並びに地方税法（昭和 25

年法律第 226 号。その後の改正を含みます。) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額を意味します。

- (50) 「BB.excite 光 10G オプションサービス」とは、別紙 3 乃至別紙 5 に定める契約者の申出により利用できる BB.excite 光 10G の有料オプションサービスを意味します。
- (51) 「品目」とは、NTT 東西が提供するフレッツ光回線の回線種別及び配線方式のことを意味します。
- (52) 「品目等変更」とは、契約者が利用中の品目を別の品目に変更することを意味します。
- (53) 「移転」とは、契約者が契約者回線の設置場所住所を別の場所に変更することを意味します。
- (54) 「光契約約款」とは、当社が別途定める「BB.excite 光 Classic 契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/bbhikari.pdf>)、「BB.excite 光 MEC 契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/mechikari.pdf>)、BB.excite 光 MEC サービス、「BB.excite 光 Fit 契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/hikarifit.pdf>)、及び本約款を意味します。
- (55) 「光サービス」とは、光契約約款に基づいて提供される BB.excite 光 Classic サービス、BB.excite 光 MEC サービス、BB.excite 光 Fit サービス及び BB.excite 光 10G サービスを意味します。
- (56) 「移行」とは、契約者が契約している光サービスから他の光サービスへの契約変更を意味します。

第2章 契約

第4条 (契約の成立)

1. BB.excite 光 10G 契約は、BB.excite 光 10G の申込者が本約款に同意したうえで、当社の別途定める手続に従い BB.excite 光 10G 申込をし、当社が第 12 条（申込の承諾等）に定める承諾により当該 BB.excite 光 10G の申込者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。当社は、BB.excite 光 10G 契約の成立後、契約内容を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を契約者に交付します。
2. サービス開始日は、以下の通りとし、当社はサービス開始日を契約書面にて契約者に通知するものとします。
 - (1) 新規契約者の場合、当社の依頼により NTT 東西が実施する回線工事完了後、当社が別途定める日。
 - (2) 転用契約者の場合、転用手続後当社が別途定める日。
 - (3) 事業者変更契約者の場合、事業者変更（転入）後当社が別途定める日。
 - (4) 事業者変更後キャンセル（転入）による契約者の場合、事業者変更後キャンセル（転入）後当社が別途定める日。

(5) 移行による契約者の場合、移行手続後当社が別途定める日。

第5条 (契約の単位)

1. 当社は、1種類の BB.excite 光 10G 毎に 1つの BB.excite 光 10G 契約を締結するものとします。
2. 契約者は、原則として、1人につき 1つの BB.excite 光 10G 契約のみを締結できるものとし、契約者又は実質的にこれと同一と認められる者が、複数の BB.excite 光 10G 契約を締結することはできないものとします。なお、契約者又は実質的にこれと同一と認められる者が、当社が提供する他の光回線サービス又は光コラボレーションサービスを利用している場合には、当社は、当該事情を考慮のうえ、BB.excite 光 10G 契約の申込を承諾しないことがあります。
3. 前項本文の規定にかかわらず、当社が合理的と認めた場合には、当社は、契約者が複数の BB.excite 光 10G 契約を締結することを承諾することがあります。

第6条 (契約者回線の終端)

1. NTT 東西の工事会社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第7条 (BB.excite 光 10G 区域)

当社は、当社が別途定めるところにより BB.excite 光 10G 区域を設定します。

第8条 (収容 excite 光取扱局)

1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所が BB.excite 光 10G 区域内であるとき、その BB.excite 光 10G 区域内の excite 光取扱局であつて、NTT 東西が指定する収容 excite 光取扱局に収容します。
2. 当社は、電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又は BB.excite 光 10G に関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容 excite 光取扱局を変更することがあります。

第9条 (ID 等)

1. 契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が BB.excite 光 10G 契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。

4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切その責を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める範囲内でその責を負うものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた BB.excite 光 10G の利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は BB.excite 光 10G の料金（第 35 条（契約者の支払義務等）に定義します。以下同様とします。）を負担するほか、利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
5. 契約者は、BB.excite メンバーID を変更することはできません。

第10条 （サービス利用の要件等）

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、前項の他、BB.excite 契約サービスに関するウェブサイト上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し BB.excite 光 10G に関する情報を通知します。なお、契約内容に関する通知は、当社から契約者に対して契約書面を交付することにより行うものとします。
3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信もしくは当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点、又は、契約者が契約書面を受領した時点より効力を発するものとします。
4. 当社は、第 1 項に基づき契約者が指定したメールアドレス又は当社に届け出た住所、電話番号に対して、BB.excite 契約サービスその他の当社が提供するサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メール・郵送物を送信若しくは送付又は電話にて通知することがあり、契約者は予めこれを承諾するものとします。当社は契約者に対して、これらの通知内容に応じて購入された商品又はサービスに関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による

場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める範囲内でその責を負うものとします。

5. 当社は、BB.excite 光 10G オプションサービスの種類毎に契約者の義務又はサービス利用の要件を別紙 3 乃至別紙 5 にて定めるものとします。契約者は、本約款及び以下各号に定める利用規約の他、BB.excite 光 10G オプションサービスを利用する際に、BB.excite 光 10G オプションサービス毎に定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

- (1) BB.excite パソコンお助けサポート利用規約：

<https://bb.excite.co.jp/option/otasuke/agreement/>

第11条 （申込）

1. BB.excite 光 10G 申込は、本約款の内容を承諾したうえで、以下各号に定める方法にて行うものとします。
 - (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップを利用した申込。
 - (2) 当社が指定する方法による BB.excite 光 10G 取扱所の電話窓口を利用した電話申込。
 - (3) 当社が指定する方法による BB.excite 光 10G 申込の取次をする業者（以下「BB.excite 光 10G 取次代理店」といいます。）を利用した申込。
2. 当社は、以下各号に定める時点で BB.excite 光 10G 申込があったものとみなします。
 - (1) オンラインサインアップ及び BB.excite 光 10G 取扱所の電話窓口を利用した申込を行った場合：BB.excite 光 10G の申込者の当該申込が完了した時点。
 - (2) BB.excite 光 10G 取次代理店を利用した申込を行った場合：当社が BB.excite 光 10G 取次代理店から当該 BB.excite 光 10G 申込に関する通知を受領後、BB.excite 光 10G の申込者に対して BB.excite 光 10G の利用に際して必要な情報を通知（以下「通知日」といいます。）し、BB.excite 光 10G の申込者から BB.excite 光 10G の料金の支払手段に関する情報（支払手段として利用するクレジットカードの情報等を指しますが、これに限らないものとします。以下当該クレジットカードの情報等を総称して、「クレジットカード情報等」といいます。）を受領した時点（通知日より 30 日以内（以下「通知期限」といいます。）に受領した場合に限ります）。ただし、BB.excite 光 10G の申込者が、BB.excite 光 10G 取次代理店に対する BB.excite 光 10G 申込時に、BB.excite 光 10G 取次代理店の要求に従い、BB.excite 光 10G 取次代理店に対しクレジットカード情報等を通知した場合は、当該 BB.excite 光 10G 取次代理店から当該 BB.excite 光 10G 申込に関する通知を当社が受領した時点となります。なお、クレジットカード情報等の通知が当社に到着しない場合、又は、通知期限を過ぎて当社に到着した場合、BB.excite 光 10G の申込者が BB.excite 光 10G 取次代理店に行った当該 BB.excite 光 10G 申込は完了せず無効とみなします。
3. BB.excite 光 10G の新規申込に際し、当社が BB.excite 光 10G の申込者に対して本人

性確認のための公的証明書の提出を要請した場合、当該 BB.excite 光 10G の申込者は、当社が別途定める方法にて、本人性確認のための公的証明書を提出するものとします。

4. BB.excite 光 10G を転用により契約する場合、BB.excite 光 10G の申込者は、転用前の NTT 東西との BB.excite 光 10G の申込者の契約情報が NTT 東西から当社に通知されることに予め了承するものとします。
5. BB.excite 光 10G の申込者は、BB.excite 光 10G 取次代理店を利用した場合、当該 BB.excite 光 10G 申込に際して BB.excite 光 10G 取次代理店に提供する BB.excite 光 10G の申込者の情報が BB.excite 光 10G 取次代理店から当社に通知されることに予め了承するものとします。
6. 事業者変更（転入）に際して、NTT 東西が BB.excite 光 10G の申込者に提供していた光回線に付帯するサービス（以下「光コラボレーションサービス」といいます。）がある場合、BB.excite 光 10G の申込者は、NTT 東西が当該サービスに係る契約情報を当社に開示することを承諾するものとします。
7. 事業者変更（転入）に際して、変更元事業者が BB.excite 光 10G の申込者に提供していた光コラボレーションサービスの全部又は一部を当社が契約者に提供していない場合において、BB.excite 光 10G の申込者が引き続き当該サービスの利用を希望する場合、当該サービスは NTT 東西から BB.excite 光 10G の申込者に対して提供されることとなります。
8. BB.excite 光 10G の申込者は、BB.excite 光 10G 取次代理店を利用した場合、当該 BB.excite 光 10G 申込に際して BB.excite 光 10G 取次代理店に提供する BB.excite 光 10G の申込者の情報が BB.excite 光 10G 取次代理店から当社に通知されることに予め了承するものとします。

第12条 （申込の承諾等）

1. 当社は、BB.excite 光 10G 申込があったときは、これを自己の裁量で承諾します。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該 BB.excite 光 10G 申込を承諾しないことができるものとします。
 - (1) 本人性確認のための公的証明書に不備があると判断した場合。
 - (2) BB.excite 光 10G の申込者が BB.excite 光 10G 契約上の債務の履行を怠るおそれがあることが明らかである場合。
 - (3) BB.excite 光 10G の申込者が第 33 条（利用の停止）第 1 項各号の事由に該当する場合。
 - (4) BB.excite 光 10G の申込者が、BB.excite 光 10G 申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約し、もしくは当該サービスの利用を停止されたことがある場合。
 - (5) BB.excite 光 10G 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知した場合。

- (6) BB.excite 光 10G 申込に際し、BB.excite 光 10G の申込者本人名義でないクレジットカードその他の決済手段を指定した場合。
 - (7) BB.excite 光 10G の申込者が指定したクレジットカードが申込者本人名義のものであるとしても、盗難・不正取得その他の事由により当社が申込者本人による正当な利用でないと判断した場合。
 - (8) BB.excite 光 10G の申込者本人以外の者が BB.excite 光 10G を利用することを目的として申込がなされたと当社が判断した場合。
 - (9) BB.excite 光 10G の申込者が、過去 12 ヶ月以内に BB.excite 光 10G その他当社の提供する電気通信サービスについて、契約成立後 3 ヶ月未満で解約した事例が 2 回以上あると当社が合理的に判断した場合。
 - (10) 同一住所（同一住戸を含む。）又は実質的にこれと同一と認められる設置場所において、名義の如何を問わず、BB.excite 光 10G その他当社の提供する電気通信サービスの契約について、短期間で解約若しくは事業者変更（転出）又は再契約を繰り返していると当社が合理的に判断した場合。
 - (11) 当社において既に申込中又は契約中の BB.excite 光 10G その他当社の提供する電気通信サービスの回線が存在する同一住所（同一住戸を含む。）に新たに申込がなされた場合。
この場合において、当該住所における契約回線数が 1 回線を超えるときは、当社は居住の事実を確認するために公的証明書その他当社が必要と認める書類の提出を申込者に要請することがあり、当該書類の提出がないときは承諾しないことがあります。
 - (12) 申込者又は実質的にこれと同一と認められる者が、当社が提供する他の光回線サービス又は光コラボレーションサービス（BB.excite 光 10G を含みます。）について、既に申込中又は契約中である場合。
 - (13) BB.excite 光 10G の申込者が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力を利用していた場合。
 - (14) その他当社が不相当と判断した場合。
- 2. 前項の規定により BB.excite 光 10G 申込を拒絶したときは、当社は、BB.excite 光 10G の申込者に対しその旨を通知します。
 - 3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、BB.excite 光 10G の申込者に対し、本人性確認のための公的証明書その他の書類の提出を要請する場合があります。この場合において当該 BB.excite 光 10G の申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく BB.excite 光 10G 申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。

第13条 （初期契約解除）

- 1. BB.excite 光 10G は、事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除（以下「初期契約解

除」といいます。)の対象となります。

2. 契約者は、契約書面の受領日を 1 日目として 8 日目までの間に、当社所定の窓口に所定の方法にて通知することにより、BB.excite 光 10G 契約を解除することができるものとします。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた BB.excite 光 10G の月額料金、BB.excite 光 10G の提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払いについて、事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。
3. 前項の対象となる契約者（以下「初期契約解除対象契約者」といいます。）は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) 第 4 条（契約の成立）に基づき、当社との間で BB.excite 光 10G 契約が成立した契約者。
 - (2) 第 17 条（サービス内容の変更等）に基づき、別紙 1 に定める BB.excite 光 10G の種類のうち、「BB.excite 光 10G ファミリータイプ」と「BB.excite 光 10G マンションタイプ」間でのサービス内容の変更を請求した契約者。
4. 初期契約解除対象契約者以外の契約者が BB.excite 光 10G 契約の解除を希望する場合は、第 21 条（契約者の解約）に定める方法にて解約するものとします。
5. 「光電話契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/hikaridenwa1.pdf>) に定める BB.excite 光電話を契約している転用契約者が、第 2 項に基づき、BB.excite 光 10G 契約を初期契約解除し、再度、NTT 東西が提供するフレッツ光回線及びひかり電話の利用契約を新規に締結する場合、BB.excite 光電話の電話番号を継続して利用することができず、新たな電話番号に変更される場合があります。
6. BB.excite 光電話、「光リモートサポート契約約款」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/remotesupport.pdf>) に定めるサービス（BB.excite 光リモートサポート）及び「光テレビ契約約款」(https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/f_tv.pdf) に定めるサービス（BB.excite 光テレビ）は、本条に定める BB.excite 光 10G 契約の初期契約解除によって当然に解約されるものではなく、契約者は、各サービスの契約約款の定めに基づき、解約の手続きが必要となります。
7. BB.excite 光 10G オプションサービスは、本条に定める BB.excite 光 10G 契約の初期契約解除によって当然に解約されるものではなく、契約者は、第 21 条（契約者の解約）に定める方法にて解約する必要があるものとします。
8. 第 35 条（契約者の支払義務等）第 5 項に定める工事費残債及び違約金は、初期契約解除の対象とはなりません。転用契約者が、第 2 項に基づき、BB.excite 10G 光契約を初期契約解除した場合においても、当社は、第 35 条（契約者の支払義務等）第 4 項の定めに従い、転用契約者に対し、工事費残債又は違約金を請求するものとします。
9. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、BB.excite 光 10G 契約を初期契約解除し、変更元事業者と光回線の利用契約を再締結する場合、事業者変更前の変

更元事業者との間の契約条件が必ずしも適用となるわけではないことを予め了承するものとします。

10. 契約者は、事業者変更（転出）の手続き完了後、変更先事業者との間の光回線の利用契約を初期契約解除し、当社と BB.excite 光 10G 契約を再締結する場合、事業者変更前の当社との間の契約条件が必ずしも適用となるわけではないことを予め了承するものとします。
11. 当社が別に定める BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービスに係る利用契約は、「BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービス利用約款」(<https://image.excite.co.jp/ip/bbe/collabo/guidance/10grtrental.pdf>) の定めに基づき、本条による BB.excite 光 10G 契約の終了と同時に終了します。

第14条 （電気通信設備に係る工事）

1. BB.excite 光 10G の電気通信設備に係る工事は、当社が NTT 東西に依頼し NTT 東西の工事会社が実施します。
2. 工事種別は別紙 1 に定める通りとします。

第15条 （契約取消等）

1. 契約者は、以下の事由に該当する場合、BB.excite 光 10G 申込後、BB.excite 光 10G の工事日の 3 日前（ただし、当社が別に定める BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービスを申し込んでいる場合は 7 日前とします。以下「契約取消期限」といいます。）までに、BB.excite 光 10G 取扱所に契約取消意思と事由を申し出ることにより BB.excite 光 10G 契約の取消を行うことができます。契約者が BB.excite 光 10G 取次代理店に契約取消意思と事由を申し出る場合は、契約取消期限までに BB.excite 光 10G 取次代理店から BB.excite 光 10G 取扱所に通知がなされた場合に限り、BB.excite 光 10G 契約の取消を行うことができます。
- (1) BB.excite 光 10G 工事にあたり設備等の事由により BB.excite 光 10G の敷設が困難な場合。
- (2) その他、当社がやむを得ないと判断する場合。
2. 契約者は、契約取消期限を過ぎた後は、BB.excite 光 10G 契約を取消することはできません。

第16条 （契約者回線の異経路）

NTT 東西の工事会社が適当であると判断した場合、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

第17条 （サービス内容の変更等）

1. 契約者は、BB.excite 光 10G の種類毎に定める事項について、BB.excite 光 10G 契約の内容の変更を請求できます。
2. 第 12 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「BB.excite 光 10G 申込」とあるのは「変更の請求」と、「BB.excite 光 10G の申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。
3. 契約者は、事業者変更（転出）を除き、BB.excite 光 10G の光回線を他の事業者が提供する光回線に変更することはできません。

第18条 （契約者の名称の変更等）

1. 契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 契約者は、前項の通知を怠った場合において当社からの通知が不到達となった場合、当社からの通知を受領拒否した場合、その他正当な理由なく当社からの通知が到達することを妨げた場合、これらの通知が通常到達するべき時に到達したと看做されることを予め異議なく承諾するものとします。
3. 契約者は、第 1 項の通知を怠ったことにより、BB.excite 光 10G 契約の解約、BB.excite 光 10G の利用の停止その他の不利益を被る可能性があることにつき、予め了承するものとします。
4. 当社は、契約者が第 1 項の通知を怠ったことにより不利益を被ったとしても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。
5. 契約者以外の第三者が契約者の名称等の変更を申し出た場合、契約者からの委任状及び本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。

第19条 （契約上の地位の相続）

1. 契約者である個人が死亡したときは、当該個人（以下「元契約者」といいます。）にかかる BB.excite 光 10G 契約は終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人は、引き続き当該契約にかかる BB.excite 光 10G の提供を受けることができます。この場合、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 前項の場合、相続人は本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。
3. 第 12 条（申込の承諾等）の規定は、第 1 項の場合について準用します。この場合において、同条中「BB.excite 光 10G 申込」とあるのは「申出」と、「BB.excite 光 10G の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第20条 （権利の譲渡制限）

契約者は、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite 光 10G 契約に基づく権利の全部もしくは一部を譲渡又は貸与することができません。

第21条 （契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、BB.excite 光 10G 契約を解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該解約時に契約者が指定した廃止工事希望日に基づき、当社が依頼し NTT 東西が廃止工事を実施した日に生じるものとします。
2. 契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定するウェブサイト上の事業者変更（転出）フォームを利用し、オンラインによる通知をすることにより、事業者変更（転出）を行うことができます。事業者変更（転出）が完了した場合、事業者変更日（転出）をもって BB.excite 光 10G 契約及び BB.excite 光 10G オプションサービスの契約は解約されるものとします。
3. 第 32 条（利用の中断）第 1 項又は第 34 条（利用の制限等）の事由が生じたことにより BB.excite 光 10G を利用することができなくなった場合もしくは契約者においてインターネットを利用して指定解約フォームからオンラインによる解約をすることが困難となった特段の事情が存在する場合には、契約者は、第 1 項の規定にかかわらず、当社が別途当該契約者に対して指定する方法で当社に通知することにより、当該契約を解約することができます。この場合において、当該解約は、第 1 項に定める日と同日にその効力が生じるものとします。
4. 当社は前三項の規定による解約がなされた場合でも、別紙 2 の定めに該当する場合を除き、既に受領した BB.excite 光 10G の料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。
5. 第 49 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項の規定により BB.excite 光 10G の全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止された BB.excite 光 10G にかかる BB.excite 光 10G 契約が解約されるものとします。
6. 本条による契約者の解約の場合、解約の時点において発生している BB.excite 光 10G の料金その他の債務の履行は第 6 章に基づきなされるものとします。なお、この場合

において、契約者による第 35 条（契約者の支払義務等）第 4 項に定める工事費用の支払いが完了していない場合、当社は契約者に対し、当該工事費用の残額を請求するものとしします。

7. BB.excite 光 10G は、光回線と電気通信サービスを一体として提供するサービスのため、BB.excite 光 10G 契約の解約により、光回線及び電気通信サービスの提供がすべて解約されます。契約者は光回線又は電気通信サービスを個別に解約することはできません。
8. BB.excite 光 10G 契約の解約に伴う契約者回線等の設備の維持および撤去の判断は原則当社が行いますが、最終判断は NTT 東西が行います。
9. 第 2 項の場合を除き、BB.excite 光 10G オプションサービスは BB.excite 光 10G 契約の解約によって当然に解約されるものではなく、契約者は本約款の定めに基づき別途 BB.excite 光 10G オプションサービスの解約の手続が必要となります。

第22条 （当社の解約）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、BB.excite 光 10G 契約を解約することができます。この場合、光回線及び電気通信サービスの提供に関する契約がすべて解約されます。
 - (1) 第 33 条（利用の停止）第 1 項各号の事由があると当社が判断したとき（当該事由が第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第 2 項第 1 号に定める行為に該当する場合を含みますが、これに限られません。）。
 - (2) 契約者が、申込又は契約期間中において契約者本人名義でないクレジットカードを指定したことが判明したとき。
 - (3) 契約者が、契約者本人名義のクレジットカードを用いた場合であっても、盗難・不正取得その他の事由により正当に利用していないと当社が判断したとき。
 - (4) 契約者が、契約者本人以外の者に BB.excite 光 10G を利用させ、又は転貸・譲渡・名義貸しを行ったことが判明したとき。
 - (5) 同一住所(同一住戸を含む。)について、当社において既に申込中又は契約中の BB.excite 光 10G その他当社の提供する電気通信サービスの回線が存在することが判明したとき。
 - (6) 契約者又は実質的にこれと同一と認められる者が、当社が提供する他の光回線サービス又は光コラボレーションサービス（BB.excite 光 10G を含みます。）について、複数の契約を締結していることが判明し、当社が是正を求めたにもかかわらず、当該状態が解消されないとき。
 - (7) 第 49 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項に定める BB.excite 光 10G の廃止を当社が判断したとき。
 - (8) 契約者の責めに基づく理由により、当社が電気通信サービスを提供できないとき。

- (9) 本約款又は本約款に付随して当社が定める規定等に契約者が違反したと当社が判断したとき（第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に定める禁止行為に該当する場合を含みます。）。
- (10) その他、当社が BB.excite 光 10G 契約の継続が困難だと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により BB.excite 光 10G 契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。この場合において、当該解約の効力は、当該解約通知をした日に生じるものとします。
 3. 本条による当社の解約の場合においても、解約の時点において発生している BB.excite 光 10G の料金その他の債務の履行は第 6 章に基づきなされるものとします。なお、この場合において、契約者による第 35 条（契約者の支払義務等）第 4 項に定める工事費用の支払いが完了していない場合、当社は契約者に対し、当該工事費用の残額を請求するものとします。
 4. 本条の定めに従って BB.excite 光 10G 契約が解約された場合において、契約者に損害が生じた場合でも、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める範囲内でその責を負うものとします。
 5. 本条による当社の解約にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者が負担するものとします。
 6. 本条による当社の解約に伴う契約者回線等の設備の維持および撤去の判断は原則当社が行いますが、最終判断は NTT 東西が行います。
 7. 本条の規定にかかわらず、当社は解約する義務を負うものではないものとします。

第23条 （契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により、契約者回線の提供ができなくなった場合（BB.excite 光 10G の提供のための工事の実施が著しく困難である場合、又は工事の実施の見込みが立たないと当社が合理的に判断した場合を含みます。）は、BB.excite 光 10G 契約を解約することがあります。
2. 当社は、前項の規定により、BB.excite 光 10G 契約を解約しようとするときは、予め契約者に通知します。
3. 当社は、当社又は契約者の責めによらない理由により BB.excite 光 10G の提供のための工事の実施時期が当初の予定より遅延した場合における当該工事が完了するまでの期間、又は工事が実施できない場合における第 1 項の規定に基づき、当社が BB.excite 光 10G 契約を解約するまでの期間について、契約者に BB.excite 光 10G を提供する義務を負わず、当該期間に関し、損害賠償、代替措置の提供その他名目の如何を問わず

いかなる補償も行わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。なお、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第51条（自己責任の原則）第5項に定める範囲内でその責を負うものとします。

4. 法令に別段の定めがある場合及び別紙2に定める場合を除き、前項の規定は、第1項に定める事由が生じたことにより、契約者が第15条（契約取消等）その他の規定に基づき BB.excite 光 10G 契約若しくはその申込みを取り消した場合、又は契約者が BB.excite 光 10G 契約を解約した場合についても適用するものとします。

第24条 （移転時の契約の扱い等）

1. 契約者が、NTT 東日本地域から NTT 西日本地域へ移転、もしくは NTT 西日本地域から NTT 東日本地域へ移転する場合、移転前の設置場所住所にて締結した BB.excite 光 10G 契約は解約となり、移転後の設置場所住所にて新規に BB.excite 光 10G 契約を締結することとなります。
2. NTT 東日本地域内もしくは NTT 西日本地域内において移転する場合、移転前の設置場所住所にて締結した BB.excite 光 10G 契約は移転後の設置場所住所においても継続するものとします。

第25条 （転用取消等）

1. 契約者は、転用手続後、NTT 東西が実施する BB.excite 光 10G の工事日又は転用日の3日前（ただし、当社が別に定める BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービスを申し込んでいる場合は7日前とします。以下「転用取消期限」といいます。）までに、BB.excite 光 10G 取扱所に転用取消意思と事由を申し出ることにより転用手続の取消を行うことができます。契約者が BB.excite 光 10G 取次代理店に転用取消意思と事由を申し出の場合は、転用取消期限までに BB.excite 光 10G 取次代理店から BB.excite 光 10G 取扱所に通知がなされた場合に限り、転用手続の取消を行うことができます。
2. 契約者は、転用取消期限を過ぎた後は、転用手続を取消することはできません。

第26条 （事業者変更（転入）及び事業者変更（転出））

1. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、変更元事業者が提供する光回線（以下「既設回線」といいます。）の利用契約を BB.excite 光 10G 契約へ変更することができます。ただし、既設回線に係る利用契約の契約者と BB.excite 光 10G の申込者は、同一である必要があります。
2. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、事業者変更（転入）と同時に電気通信サービスに係る利用契約の変更を希望する場合、事前に、利用中の電気通信

サービスの提供事業者に対して、事業者変更（転入）により生じ得る事態（電気通信サービスが利用できなくなる場合、違約金の発生等）につき、確認を行う必要があります。

3. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、変更元事業者から既設回線に係る事業者変更承諾番号を取得する必要があります。当該事業者変更承諾番号の有効期限は、事業者変更（転入）時点において、当社が別途指定する日数以上の残日数が必要となります。
4. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、事業者変更日（転入）をもって変更元事業者との間の既設回線の利用契約が解約となることを予め了承するものとします。
5. 契約者は、事業者変更（転出）により、BB.excite 光 10G 契約を変更先事業者が提供する光回線の利用契約へ変更することができます。ただし、BB.excite 光 10G の契約者と変更先事業者が提供する光回線に係る利用契約の契約者は、同一である必要があります。なお、契約者は、事業者変更（転出）を行うに際して、事前に、当社に対して、事業者変更（転出）により生じ得る事態（電気通信サービスが利用できない場合、違約金の発生等）につき、確認を行ったうえで、当該申込を行うものとします。
6. 契約者は、事業者変更（転出）を行う場合、当社が別途定める方法にて、事業者変更承諾番号（当社が別途指定する有効期限付きのもの）を取得する必要があります。ただし、契約者が BB.excite 光 10G の料金の支払いを怠っている場合、事業者変更承諾番号の取得はできません。なお、契約者が事業者変更承諾番号を複数回取得した場合、最後に当社より発行された番号のみ使用可能となります。
7. 契約者が事業者変更（転出）を行う場合、当社が保有する契約者の情報を変更先事業者に通知する必要があります。契約者は予めこれを了承するものとします。
8. 事業者変更（転入）における BB.excite 光 10G の料金の計算方法は、BB.excite 光 10G の種類毎に別紙 1 に定めるものとします。

第27条 （事業者変更（転入）の取消）

1. 事業者変更（転入）による BB.excite 光 10G の申込者は、事業者変更（転入）の申込後、事業者変更日（転入）の 3 日前まで（ただし、当社が別に定める BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービスを申し込んでいる場合は 7 日前とします。以下「事業者変更取消期限」といいます。）に、BB.excite 光 10G 取扱所に事業者変更（転入）の取消意思と事由を申し出ることにより事業者変更（転入）の取消を行うことができます。契約者が BB.excite 光 10G 取次代理店に事業者変更（転入）の取消意思と事由を申し出る場合は、事業者変更取消期限までに BB.excite 光 10G 取次代理店から BB.excite 光 10G 取扱所に通知がなされた場合に限り、事業者変更（転入）の取消を行うことができます。
2. 契約者は、事業者変更取消期限を過ぎた後は、事業者変更（転入）を取消することはでき

ません。

第27条の2 (移行の取消)

1. 移行による BB.excite 光 10G の申込者は、移行手続後、NTT 東西が実施する BB.excite 光 10G の工事日又は移行日の 3 日前（ただし、当社が別に定める BB.excite 光 10G 専用ルータレンタルサービスを申し込んでいる場合は 7 日前とします。以下「移行取消期限」といいます。）までに、BB.excite 光 10G 取扱所に移行取消意思と事由を申し出ることにより移行手続の取消を行うことができます。契約者が BB.excite 光 10G 取次代理店に移行取消意思と事由を申し出の場合は、移行取消期限までに BB.excite 光 10G 取次代理店から BB.excite 光 10G 取扱所に通知がなされた場合に限り、移行手続の取消を行うことができます。
2. 契約者は、移行取消期限を過ぎた後は、移行手続を取消することはできません。

第28条 (事業者変更後キャンセル（転出）及び事業者変更後キャンセル（転入）)

1. 事業者変更契約者は、当社又は BB.excite 光 10G 取次代理店の不適正な営業により、事業者変更契約者の意思に反して事業者変更（転入）が行われたことを合理的な証拠に基づき証明した場合に限り、当社に対し、事業者変更後キャンセル（転出）の請求をすることができます。
2. 事業者変更契約者は、事業者変更後キャンセル（転出）を行う場合において、事業者変更（転入）時に、変更元事業者から提供されていた光コラボレーションサービスの一部としての電話サービスを解約していた場合、事業者変更前に変更元事業者から提供されていた電話番号を継続して利用することができず、新たな電話番号に変更される場合があることを予め了承するものとします。
3. 事業者変更契約者は、事業者変更後キャンセル（転出）をした場合であっても、サービス開始日以降事業者変更後キャンセル（転出）の成立時までの BB.excite 光 10G の料金を支払うものとします。
4. 事業者変更契約者は、事業者変更後キャンセル（転出）を行う場合、当社が別途定める方法にて、事業者変更後キャンセル承諾番号を取得のうえ、変更元事業者の指示に従い、当該事業者変更後キャンセル承諾番号を変更元事業者へ通知する必要があります。
5. 契約者は、事業者変更後キャンセル（転入）により、BB.excite 光 10G 契約の再締結を希望する場合、変更先事業者から事業者変更後キャンセル承諾番号を取得する必要があります。当該事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は、事業者変更後キャンセル（転入）時点において、当社が別途指定する日数以上の残日数が必要となります。
6. 契約者は、事業者変更後キャンセル（転入）を利用して BB.excite 光 10G の再契約をした場合において、事業者変更（転出）時に、BB.excite 光電話を解約していた場合、事業者変更前に当社が提供していた BB.excite 光電話の電話番号を継続して利用する

ことができず、新たな電話番号に変更される場合があることを予め了承するものとします。

7. 事業者変更後キャンセル（転入）における BB.excite 光 10G の料金の計算方法は、BB.excite 光 10G の種類毎に別紙 1 に定めるものとします。

第3章 端末設備の貸与等

第29条 （端末設備の貸与）

1. 当社は、BB.excite 光 10G の提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求において当社指定の方法により NTT 東西より貸与します。
2. 転用契約者又は事業者変更契約者は、転用又は事業者変更（転入）の前に NTT 東西より貸与されていた電気通信設備をそのまま BB.excite 光 10G においても継続利用するものとします。
3. 契約者は、第 1 項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを予め了承するものとします。

第30条 （端末設備の取り替え）

端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない事由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて NTT 東西に依頼し、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、BB.excite 光 10G 契約を解除できるものとします。

第31条 （端末設備の返却）

1. 契約者は、BB.excite 光 10G の契約解約後、当社より貸与されている端末設備を当社指定場所まで速やかに返却するものとします。端末設備の返却が確認できない場合、当社又は NTT 東西より契約者に督促（書状、電話などを含みます。）を行います。最終的に未返却の場合、契約者は当社に対して、「NTT 東日本／NTT 西日本からのレンタル機器未返却時に請求する損害賠償金」（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/nttdamagecost.pdf>）に規定された当該機器に係る機器損害金を支払うものとします。
2. 契約者は、事業者変更（転出）後、当社より貸与されている端末設備の返却が必要な場合、当社指定場所まで速やかに返却するものとします。この場合において、端末設備の返却が確認できない場合、当社又は NTT 東西より契約者に督促（書状、電話などを含みます。）を行います。最終的に未返却の場合、契約者は当社に対して、「NTT 東日本／NTT 西日本からのレンタル機器未返却時に請求する損害賠償金」に規定された当該

機器に係る機器損害金を支払うものとします。

第4章 利用中止等

第32条 （利用の中断）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、BB.excite 光 10G の提供を中断することがあります。なお、第 3 号及び第 4 号の事由による中断の場合には予め通知を行なうものとします。
 - (1) 当社及び NTT 東西の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社及び NTT 東西が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 第 34 条（利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
 - (4) その他当社が必要と判断したとき。
2. 当社は、BB.excite 光 10G の提供を中断するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中断する場合にあっては、その 7 日前までに、同項第 2 号により中断する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく BB.excite 光 10G の提供の中断について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償又は BB.excite 光 10G の料金の全部若しくは一部の返金を行いません。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。

第33条 （利用の停止）

1. 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用にかかる全ての BB.excite 光 10G についてその全部もしくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。
 - (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき（第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に定める禁止行為に該当する場合を含み、特に、第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第 2 項第 1 号に定める行為に該当すると当社が判断した場合を含みますが、これらに限られません。）。
 - (2) BB.excite 光 10G の料金等 BB.excite 光 10G 契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (3) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。
 - (4) 契約者の BB.excite 光 10G の料金等の支払意思が確認できないとき。
 - (5) 当社が指定する方法による、有効な決済手段の登録がなされないとき、登録された決済

手段による決済ができないとき、又はそのおそれがあるとき。

- (6) 契約者が申込時又は契約成立後の支払方法の変更時に、契約者本人名義でないクレジットカードその他の決済手段を指定したとき。
- (7) 契約者本人名義のクレジットカードであっても、盗難・不正取得その他の事由により、契約者本人が正当に利用していないと当社が判断したとき。
- (8) 契約者本人自らが BB.excite 光 10G を利用せず、第三者に利用させ、又は転貸・譲渡・名義貸しを行ったことが判明したとき。
- (9) 同一住所(同一住戸を含む。)について、当社において既に申込中又は契約中の BB.excite 光 10G その他当社の提供する電気通信サービスの回線が存在することが判明したとき。
- (10) 契約者又は実質的にこれと同一と認められる者が、当社が提供する他の光回線サービス又は光コラボレーションサービス (BB.excite 光 10G を含みます。) について、複数の契約を締結していることが判明したとき。
- (11) 違法に、又は公序良俗に反する態様において BB.excite 光 10G を利用したとき。
- (12) BB.excite 光 10G の使用量が一般的なユーザーの使用量に比して大きく、他の契約者による BB.excite 光 10G の利用に支障をきたすと当社が判断した場合等、当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において BB.excite 光 10G を利用したとき。
- (13) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において BB.excite 光 10G を利用したとき。
- (14) 第 12 条 (申込の承諾等) 第 1 項に定める BB.excite 光 10G 申込の拒絶事由に該当するとき。
- (15) 契約者に対する破産手続開始の申立があったとき、又は契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたとき、もしくは補助開始の審判、民事再生手続開始等他の法的手続を受けたとき。
- (16) 当社が契約者と連絡がとれなくなったとき。
- (17) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社及び NTT 東西以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (18) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社及び NTT 東西が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (19) 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において BB.excite 光 10G を利用したとき。

2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、前項第 11 号、第 12 号及び第 16 号に該当する場合の他、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置をとることを妨げるものではないものとします。
4. 当社から BB.excite 光 10G の利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。
5. 契約者が複数の BB.excite 光 10G 契約を締結している場合において、当該 BB.excite 光 10G 契約のうちいずれかについて第 1 項の規定により BB.excite 光 10G の利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての BB.excite 光 10G 契約において BB.excite 光 10G の提供を停止することができるものとします。
6. 当社は、本条に基づく BB.excite 光 10G の利用の停止について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償又は BB.excite 光 10G の料金の全部若しくは一部の返金を行いません。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。
7. 本条の規定にかかわらず、当社は BB.excite 光 10G の停止義務を負うものではありません。

第5章 通信

第34条 （利用の制限等）

1. 当社及び NTT 東西は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外の契約者回線等の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、契約者又は第三者が被ったいかなる損害及び不利益について一切責任を負わないものとします。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を

負うものとしします。

機関名
気象関係
水防関係
消防関係
災害救助関係
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同様とします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第6章 料金等

第35条 （契約者の支払義務等）

1. 契約者は、当社に対し、BB.excite 光 10G の利用に関し、第 36 条（月額料金の額等）から第 40 条（利用不能の場合における料金の調整）までの規定により算出した当該サービスにかかる月額料金、ブロードバンドユニバーサルサービス料及びその他定める料金（以下、総称して「BB.excite 光 10G の料金」といいます。）を支払うものとしします。
2. 月額料金は、サービス開始日から当該サービスを提供した最後の日（以下、「解約日」といいます。）までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 33 条（利用の停止）の規定により BB.excite 光 10G の提供が停止された場合における当該停止の期間は、第 40 条（利用不能の場合における料金の調整）に規定される場合を除き、当該サービスにかかる月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとしします。
3. 契約者は、当社が貸与した NTT 東日本／NTT 西日本のレンタル機器（端末設備）を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合、当社が NTT 東日本又は NTT 西日本より通知された「NTT 東日本／NTT 西日本からのレンタ

ル機器未返却時に請求する損害賠償金」(<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/nttdamagecost.pdf>) に規定される当該機器に係る機器損害金を支払うものとします。

4. 当社は、BB.excite 光 10G 契約の成立前に NTT 東西と締結されたフレッツ契約におけるフレッツ光回線に係るあらゆる工事費（開通工事費用、移転工事費用、品目等変更工事費等をいうがこれに限らず、工事費の名目を問わない。）について、BB.excite 光 10G 契約の成立時点において、NTT 東西との間で工事費の支払いが完了していない転用契約者に対し、NTT 東西より通知された工事費残債を NTT 東西に代わり転用契約者に請求するものとします。ただし、開通工事費用についてはこれに付随する月額利用料の割引が終了していない転用契約者に対し、NTT 東西より通知された工事費残債及び月額利用料の残割引金額の合計を相殺した金額を NTT 東西に代わり転用契約者に請求するものとします。

第36条 （月額料金の額等）

1. 月額料金の計算方法は、BB.excite 光 10G の種類毎に別紙 1 に定めるものとします。
2. BB.excite 光 10G オプションサービスの利用に係る料金の額は、別紙 3 乃至別紙 5 に定める通りとします。

第37条 （債権の譲渡）

当社は、本約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとします。

第38条 （遅延損害金）

1. 契約者は、BB.excite 光 10G の料金その他 BB.excite 光 10G 契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第39条 （消費税）

契約者が当社に対し BB.excite 光 10G に関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第40条 （利用不能の場合における料金の調整）

1. 当社の責に帰すべき事由により BB.excite 光 10G が全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
2. 前項の規定は、本約款において、BB.excite 光 10G の種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第41条 （料金等の請求方法）

1. 当社は、契約者に対し、月毎に、月額料金その他の料金を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書及び領収書を発行する義務を負わないものとします。

第42条 （料金等の支払方法）

1. 契約者は、BB.excite 光 10G の料金について当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにて、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。
2. 当社は、BB.excite 光 10G の料金及びこれにかかる消費税相当額等を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 契約者とクレジットカード会社との間で BB.excite 光 10G の料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。
4. 契約者は、BB.excite 光 10G の料金その他 BB.excite 光 10G 契約上の債務に関して、以下に掲げる事項を予め承諾するものとします。
 - (1) 契約者が、クレジットカードにて、BB.excite 光 10G の料金その他 BB.excite 光 10G 契約上の債務の支払を怠った又は当社が債務の支払を確認できなかった場合、当社が当該契約者に対して有する債権を回収するために要する費用を当該契約者が負担すること。また、当社が当該契約者に対し、払込票による債権回収を行った場合、払込票決

済手数料として、当該契約者は、440 円（税込）を負担すること。

- (2) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は当該債権と BB.excite 光 10G の料金その他 BB.excite 光 10G 契約上の債務と対等額で相殺することができること。
- (3) 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から BB.excite 光 10G の料金その他 BB.excite 光 10G 契約上の債務（第 1 号に定める債権を回収するために要する費用及び第 38 条（遅延損害金）に定める遅延損害金を含みます。）の支払いを受ける権利の全部又は一部を、国が認可した債権管理回収専門業者、その他、当社が指定した第三者に譲渡する場合があること。
- (4) 契約者がクレジットカードによる支払を選択した場合、当該クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の BB.excite 光 10G の料金が合算して請求となる場合があること。

第43条 （遅延損害金の支払方法）

第 42 条（料金等の支払方法）の規定は、第 38 条（遅延損害金）の場合について準用します。

第7章 保守

第44条 （契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持するものとします。

第45条 （契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。
2. 当社は、当社が依頼し NTT 東西が設置した電気通信設備に故障があると判断した場合は、NTT 東西に修理の依頼を行います。NTT 東西は excite 光取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. NTT 東西は、前項の試験により設置された電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により NTT 東西の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者はその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

第46条 （修理又は復旧の順位）

NTT 東西は、当社が依頼し NTT 東西が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 34 条（利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第 1 順位又は第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第8章 保証等

第47条 （保証及び責任の限定）

1. 当社は、BB.excite 光 10G の以下の事項について保証しません。ただし、BB.excite 光 10G オプションサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、BB.excite 光 10G オプションサービスの種類毎に別紙に定めるものとします。
 - (1) 通信が常に利用可能であること。
 - (2) 通信の伝送帯域や速度。
 - (3) BB.excite 光 10G を利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないことその他通信の品質等に瑕疵のないこと。

2. 当社は、契約者が BB.excite 光 10G の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償の責任を負いません（第 7 項に定める場合を除きます。）。
3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その改造等に要する費用は負担しません（第 7 項に定める場合を除きます。）。
4. 契約者が BB.excite 光 10G の利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
5. 当社は、契約者が BB.excite 光 10G とともに他社サービスを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません（第 7 項に定める場合を除きます。）。
6. 当社は、BB.excite 光 10G に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
7. 本約款の他の規定にかかわらず、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、本約款のうち、当社の責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、契約者に生じた損害が当社の債務不履行又は不法行為に基づくときには、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は、第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。

第9章 雑則

第48条 （サービスの種類）

BB.excite 光 10G のサービスの種類は、別紙 1 に定める通りとします。

第49条 （サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、都合により BB.excite 光 10G の全部又は一部を変更、追加並びに廃止することができるものとします。なお、当該変更、追加又は廃止に伴い本約款を変更する場合は第 2 条（本約款の変更）の定めに従うものとします。
2. 当社は、前項による BB.excite 光 10G の全部もしくは一部の変更、追加又は廃止につき、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負うものではありません。ただし、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める

消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める範囲内でその責を負うものとします。

3. 当社は、第 1 項の規定により BB.excite 光 10G の全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により通知します。

第50条 （サービスの提供区域及び範囲）

1. BB.excite 光 10G の提供区域は、NTT 東西が定める「フレッツ光クロス」の提供区域（NTT 東日本：<https://flets.com/cross/>、NTT 西日本：<https://flets-w.com/area/>）に準じます。
2. BB.excite 光 10G の提供範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第51条 （自己責任の原則）

1. 契約者は、自ら BB.excite 光 10G の利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負います。第 49 条（サービスの変更、追加又は廃止）に定める当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、BB.excite 光 10G の利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 契約者は、本約款に違反し、もしくは BB.excite 光 10G の利用に伴い故意又は過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
4. 契約者は、電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社もしくは NTT 東西が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
5. BB.excite 光 10G の利用に関して当社が契約者に支払う損害賠償額は、当社に故意又は重大な過失がない限り、直近 1 年間に当該契約者から当社が受領した BB.excite 光 10G の料金の総額の 2 分の 1 を超えないものとします。ただし、当該金額が当該契約者に適用される月額料金（税込）の 1 ヶ月分を下回る場合は、当該契約者に適用される月額料金（税込）の 1 ヶ月分を上限とします。

第52条 （不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）

1. 契約者は、BB.excite 光 10G に関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
 - (1) 当社が BB.excite 光 10G 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変

更し、分解し、もしくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡する行為。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合は速やかに BB.excite 光 10G 取扱所に通知するものとします。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が BB.excite 光 10G 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為。
- (4) BB.excite 光 10G の利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、総称して「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為。
- (5) 当社もしくは NTT 東西又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (6) 当社もしくは NTT 東西又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (7) 当社もしくは NTT 東西又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (8) 詐欺等の犯罪行為に関連し、もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。
- (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為又はそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為。
- (11) BB.excite 光 10G の利用によりアクセス可能となる当社もしくは NTT 東西又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (12) 第三者になりすまして BB.excite 光 10G を利用する行為。
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。
- (14) 第三者が行った通信環境の設定（ダイヤルアップネットワークの設定等）を、ダイヤル Q2 や国際電話等の通常の電話回線よりも高額な回線に変更してしまうようなプログラムないしソフトウェアを配置し、又は送信する行為。（例：ダイヤル Q2 に接続されるように設定された exe 等のプログラムを設置する行為等）
- (15) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為。第三者が拒絶しているにもかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。

- (16) 当社もしくは NTT 東西又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。(例：ポートスキャン、不正アクセス等)
 - (17) 当社及び NTT 東西の設備に著しく負荷を及ぼす態様でサービスを利用する行為。
 - (18) 一般的な利用と比較して著しく異なる利用によりサービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為。
 - (19) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為。
 - (20) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (21) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデータ等へリンクを張る行為。
 - (22) 上記各号の他、法令、本約款又は公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、BB.excite 光 10G の運営を妨害する行為、当社もしくは NTT 東西の信用を毀損し、もしくは当社もしくは NTT 東西の財産権を侵害する行為、又はこれらのおそれのある行為、その他第三者もしくは当社もしくは NTT 東西に不利益を与える行為。
2. 契約者は、前項に掲げた行為の他、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite 光 10G に関して、以下に掲げる行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
- (1) BB.excite 光 10G を、当社が別途認める範囲を超えて営利を目的として利用する行為（例：BB.excite 光 10G を再販売、再卸、転貸し、又は自ら提供する商品やサービスの一部として利用し、第三者に販売又は提供する行為）。ただし、個人事業主である契約者が自己の業務遂行のために BB.excite 光 10G を利用する場合は、この限りではありません。
 - (2) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
 - (3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為。

第 52 条の 2 （カスタマーハラスメント）

- 1. BB.excite 光 10G の利用にあたり、契約者が、当社（当社の委託先を含み、以下本条において同じとします。）に対する問い合わせ等において、当社への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合（以下「カスタマーハラスメント」と総称します。）、当社は BB.excite 光 10G の履行その他契約者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、契約者が以下のいずれ

かの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

- (1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
 - (2) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
 - (3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
 - (4) 威迫・脅迫・威嚇行為
 - (5) SNS やインターネット上での誹謗中傷
 - (6) 侮辱、人格を否定する発言、プライバシー侵害行為
 - (7) 傷害、暴行、脅迫、恐喝又はその未遂
 - (8) 強要、侮辱、信用棄損、業務妨害、威力業務妨害
 - (9) 不法侵入、不退去行為
 - (10) 前各号に類する行為
2. 契約者は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより当社、当社関係者が損害を被った場合、当該行為者は、当社に生じた損害（慰謝料を含みます。）を賠償するものとします。
 3. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は自己の債務不履行に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。ただし、BB.excite 光 10G 契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。
 4. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当該契約者との BB.excite 光 10G 契約を何ら負担なく解約することができるものとします。
 5. 第 1 項の定めに該当する場合、当社は、当社の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

第53条 （承諾の限界）

当社及び NTT 東西は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社及び NTT 東西の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第54条 （契約者に係る情報の通知等）

- (1) 契約者は、当社が NTT 東西に、契約者の氏名、住所、通信履歴等の BB.excite 光 10G を提供するために必要な情報を通知することについて、同意するものとします。
- (2) 契約者は、協定事業者（契約者が BB.excite 光 10G を利用するうえで必要な契約を締

結している者に限ります。) 又は特定事業者から請求があったときは、NTT 東西が契約者の氏名、住所及び通信履歴等を、協定事業者又は特定事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

- (3) 契約者は、NTT 東西が通信履歴等の契約者に関する情報を、NTT 東西の委託により BB.excite 光 10G に関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意するものとします。
- (4) 契約者は、当社が第 37 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者等第三者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第 33 条（利用の停止）の規定に基づき BB.excite 光 10G の利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。
- (5) 契約者は、当社が第 37 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその BB.excite 光 10G に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。

第55条 （NTT 東西からの通知）

契約者は、当社が、料金の適用にあたり必要がある場合は、協定事業者から NTT 東西に通知されたその料金を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。

第56条 （契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住又は回線設置場所住所又は請求書の送付先等の情報を、当社、当社の提携事業者、NTT 東西、協定事業者又は特定事業者、NTT 東西が別途定める携帯電話、自動車電話事業者のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、当社の提携事業者、NTT 東西、協定事業者又は特定事業者、NTT 東西が別途定める携帯電話、自動車電話事業者のサービスの契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者又は協定事業者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第57条 （個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>）に従って取り扱い、本約款に定める他は BB.excite 契約サービスの提供以外の目的のために利用しないととも、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、契約者が開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い

開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、自らの個人情報を BB.excite 光 10G を利用して公開するときは、第 51 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
3. 当社は、契約者の個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
4. 当社は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 5 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第58条 （通信の秘密）

1. 当社は、事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、契約者の BB.excite 光 10G の利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
3. 当社は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。その後の変更を含みます。）又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号）等の法令の定めに基づく強制的な処分又は裁判所の命令が行われた場合には、当該処分又は裁判所の命令の定める範囲内で第 1 項に定める守秘義務を負わないものとします。

第59条 （技術的事項）

BB.excite 光 10G の基本的な技術的事項は、別表に定めるものとします。

第60条 （サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、以下に定める事項を実施することができる場合があります。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

- (1) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、BB.excite 光 10G の契約期間中いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第61条 （分離可能性）

本約款のいずれかの条項又は条項の一部が消費者契約法その他の法令において無効と判断される場合であっても、かかる無効は本約款の他の条項に影響を及ぼさず、本約款の条項は有効に存続するものとします。

第62条 （専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2020年7月1日制定

2020年9月1日一部改定

2021年2月1日一部改定

2022年7月1日一部改定

2023年3月1日一部改定

2023年8月1日一部改定

2024年2月1日一部改定

2024年7月16日一部改定

2024年9月3日一部改定

2025年6月4日一部改定

2025年10月1日一部改定

2025年11月4日一部改定

2025年12月1日一部改定

2026年2月2日一部改定

2026年4月16日一部改定

2026年8月27日一部改定

2026年10月1日一部改定

別記

新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュースもしくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表

BB.excite 光 10G における基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8 ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

別紙1 BB.excite 光 10G において定める事項

【通則】

第1条 (BB.excite 光 10G の種類)

1. BB.excite 光 10G ファミリータイプ
2. BB.excite 光 10G マンションタイプ

第2条 (回線情報通知機能)

当社は、NTT 東西が提供する「フレッツナンバー通知」に相当する「回線情報（お客様ID）通知機能」を、契約者回線に対し以下に定める通り提供します。

1. 提供方法
BB.excite 光 10G 申込時に BB.excite 光 10G の申込者からの請求の有無にかかわらず、BB.excite 光 10G 利用開始時点に「通知」状態にて提供します。
2. 月額料金
0 円
3. その他
契約者が回線情報通知を解除したい場合は、BB.excite 光 10G 取扱所に申し出ることとします。

第3条 (IPv6 オプション)

当社は、NTT 東西が提供する「フレッツ・v6 オプション」に相当する「IPv6 オプション」を、契約者回線に対し以下に定める通り提供します。

1. NTT 東日本地域の場合
 - (1) 提供方法
BB.excite 光 10G 申込時に BB.excite 光 10G の申込者からの請求の有無にかかわらず、BB.excite 光 10G 利用開始時点に既に利用できる状態にて提供します。
 - (2) ネーム割当
1 契約者回線に対し、最大 1 ネームまで
2. NTT 西日本地域の場合
 - (1) 提供方法
BB.excite 光 10G 申込時に BB.excite 光 10G の申込者からの請求の有無にかかわらず、BB.excite 光 10G 利用開始時点に既に利用できる状態にて提供します。
 - (2) ネーム割当
1 契約者回線に対し、最大 1 ネームまで

第4条 (BB.excite 光 10G の品目)

通信速度種別

種類	内容
10G	契約者回線からの通信において 10Gbps 以下、契約者回線への通信においては 10Gbps 以下で符号の伝送を行うことが可能なもの

第5条 (最低利用期間)

1. BB.excite 光 10G の最低利用期間はありせん。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、BB.excite 光 10G オプションサービスの最低利用期間については BB.excite 光 10G オプションサービスの種類毎に別紙に定めるものとします。

第6条 (料金の計算方法等)

1. BB.excite 光 10G の料金は、本別紙 1 に定める工事種類及び料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、BB.excite 光 10G の料金を料金月（毎暦月の 1 日を起算日とし、同暦月の末日までの期間をいいます。以下同様とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
3. BB.excite 光 10G の月額料金は日割り計算を行わず、1 ヶ月分の金額を請求します。なお、サービス開始日が属する月を除き、解約日が属する月の月額料金は請求しません。
4. BB.excite 光 10G の新規契約者が、サービス開始日が属する月の翌月に本約款第 21 条（契約者の解約）第 2 項に基づいて解約した場合、月額料金の計算方法は別紙 2 に定めるものとします。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 2 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第7条 (端数処理)

当社は、BB.excite 光 10G の料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。

第8条 (料金等の支払い)

1. 契約者は、BB.excite 光 10G の料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払うものとします。
2. 契約者は、BB.excite 光 10G の料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第9条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、BB.excite 光 10G の料金を減免することがあります。

【工事種類及び料金表】

1. 工事

(1) 新規開通工事 (NTT 東西地域共通)

パターン	宅内の配線設備を新設又は一部利用し配線ルートを変更する場合	宅内の配線設備を再利用する場合	完全無派遣
------	-------------------------------	-----------------	-------

※2025 年 10 月 1 日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了したうえで新規開通工事が実施された場合は、別紙 1-2 に定める新規開通工事費が適用されるものとします。

(2) 移転工事

① NTT 東日本地域の場合

区分 \ パターン		宅内の配線設備を新設又は一部利用し配線ルートを変更する場合	宅内の配線設備を再利用する場合	完全無派遣
基本工事	交換機等工事を含む全ての工事の場合	○	○	—
	交換機等工事のみの場合	—	—	○
交換機等工事		○	○	○
回線終端装置工事	屋内配線設備部分	○	—	—
	回線終端装置部分	○	○	—

※ 転用及び事業者変更と同時に移転工事を行うことはできません。

※ 移行と同時に移転工事を行うことはできません。

※ 2025 年 10 月 1 日より前に BB.excite 光 10G の移転工事申込を完了したうえで移転工事が実施された場合は、別紙 1-2 に定める移転工事費が適用されるものとします。

② NTT 西日本地域の場合

区分 \ パターン		宅内の配線設備を新設又は一部利用し配線ルートを変更する場合	宅内の配線設備を再利用する場合	完全無派遣
-----------	--	-------------------------------	-----------------	-------

		更する場合		
基本工事	交換機等工事を含む全ての工事の場合	○	○	—
	交換機等工事のみの場合	—	—	○
交換機等工事		○	○	○
回線終端装置工事	屋内配線設備部分	○	—	—
	回線終端装置部分	○	○	—

※ 転用及び事業者変更と同時に移転工事を行うことはできません。

※ 移行と同時に移転工事を行うことはできません。

※ 2025 年 10 月 1 日より前に BB.excite 光 10G の移転工事申込を完了したうえで移転工事が実施された場合は、別紙 1-2 に定める移転工事費が適用されるものとします。

(3) 品目等変更工事

① NTT 東西提供のフレッツ光クロス又は変更元事業者提供の光回線の各回線品目から BB.excite 光 10G の各回線品目に変更する場合

ア. NTT 東日本地域の場合

				変更先
				BB.excite 光 10G
				ファミリータイプ マンションタイプ
				10G 10G
変更元	フレッツ光クロス※1	ファミリータイプ	10G	派遣工事
		マンションタイプ	10G	

※1 事業者変更（転入）の場合、変更元事業者の定める名称となります。

※ 転用及び事業者変更と同時に品目等変更工事を行うことはできません。

※2025 年 10 月 1 日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了したうえで品目等変更工事が実施された場合は、別紙 1-2 に定める品目等変更工事費が適用されるものとします。

イ. NTT 西日本地域の場合

				変更先
				BB.excite 光 10G
				ファミリータイプ マンションタイプ
				10G 10G
変更元	フレッツ光クロス※1	ファミリータイプ	10G	派遣工事

		マンションタイプ	10G	
--	--	----------	-----	--

※1 事業者変更（転入）の場合、変更元事業者の定める名称となります。

※ 転用及び事業者変更と同時に品目等変更工事を行うことはできません。

※2025年10月1日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了したうえで品目等変更工事が実施された場合は、別紙 1-2 に定める品目等変更工事費が適用されるものとします。

② BB.excite 光 10G の各回線品目の変更の場合

ア. NTT 東日本地域の場合

				変更先
				BB.excite 光 10G
				ファミリータイプ マンションタイプ
				10G 10G
変更元	BB.excite 光 10G	ファミリータイプ	10G	派遣工事
		マンションタイプ	10G	

※2025年10月1日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合は、別紙 1-2 に定める品目等変更工事費が適用されるものとします。

イ. NTT 西日本地域の場合

				変更先
				BB.excite 光 10G
				ファミリータイプ マンションタイプ
				10G 10G
変更元	BB.excite 光 10G	ファミリータイプ	10G	派遣工事
		マンションタイプ	10G	

※2025年10月1日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合は、別紙 1-2 に定める品目等変更工事費が適用されるものとします。

③ BB.excite 光 Classic、BB.excite 光 MEC 及び BB.excite 光 Fit の各回線品目から BB.excite 光 10G の各回線品目への変更の場合

ア. NTT 東日本地域の場合

				変更先
				BB.excite 光 10G
				ファミリータイプ マンションタイプ
				10G 10G
変	BB.excite 光	ファミリータイプ	100M	派遣工事

更 元	Classic、		200M		
	BB.excite 光		1G		
	MEC 及び	マンションタイプ	100M	VDSL 方式	
	BB.excite 光			LAN 配線方式	
	Fit			光配線方式	
			200M		
			1G		

イ. NTT 西日本地域の場合

					変更先	
					BB.excite 光 10G	
					ファミリータイプ	マンションタイプ
					10G	10G
変 更 元	BB.excite 光 Classic、 BB.excite 光 MEC 及び BB.excite 光 Fit	ファミリータイプ	100M		派遣工事	
			200M			
			1G			
		マンションタイプ	100M	VDSL 方式		
				LAN 配線方式		
			200M	光配線方式		
						1G

(4) IPv6 オプション工事

区分		単位
BB.excite 光 10G と同時工事の場合	IPv6 オプション	1 契約者回線ごと

(5) その他

- ① 夜間時間帯（17：00～22：00）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日は 8：30～22：00）に工事を実施することはできません。
- ② 深夜時間帯（22：00～翌日 8：30）に工事を実施することはできません。
- ③ 工事訪問時刻において、昼間帯（9：00～16：00）、夜間帯（17:00～21：00）、深夜帯（22:00～翌 8:00）の正時を時刻指定することはできません。
- ④ 工事担当者がお伺いする、又はお伺いしないについては、当社及び NTT 東西にて判定します。
- ⑤ NTT 東日本地域において、BB.excite 光 10G 対応ルータの設置又は取り外しを実施す

る場合、無派遣工事又は派遣工事が発生する場合があります。

- ⑥ 配線ルートの構築工事を実施する場合、1回線で実施する配線ルート構築工事は1経路のみとします。

※ 1回線で実施する配線ルート構築工事は1経路のみとします。

※ 施工対象は、マンション・ビル向け光屋内配線設備（光成端盤が設置されている建物）です。

- ⑦ NTT 東日本地域において、BB.excite 光 10G の申込者が BB.excite 光 10G 利用のため土木工事等を要する特別な電気通信設備の構築を実施する場合があります。
- ⑧ NTT 西日本地域において、光ケーブルの保護工事を実施する場合があります。
- ⑨ 担当者がお伺いする工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で工事ができなかった場合、BB.excite 光 10G の申込を取り消す場合があります。

2. 月額料金

(1) BB.excite 光 10G の利用料金

- ① 2023 年 2 月 28 日利用分までの BB.excite 光 10G の利用料金

サービス名	金額（税込）
BB.excite 光 10G ファミリータイプ	7,590 円(税込)

- ② 2023 年 3 月 1 日利用分から 2025 年 6 月 3 日利用分までの BB.excite 光 10G の利用料金

サービス名	金額（税込）
BB.excite 光 10G ファミリータイプ	6,380 円(税込)

- ③ 2025 年 6 月 4 日利用分から 2025 年 9 月 30 日利用分までの BB.excite 光 10G の利用料金

サービス名	金額（税込）
BB.excite 光 10G ファミリータイプ	4,790 円(税込)
BB.excite 光 10G マンションタイプ	4,790 円(税込)

- ④ 2025 年 10 月 1 日利用分から 2025 年 11 月 30 日利用分までの BB.excite 光 10G の利用料金

サービス名	金額（税込）
BB.excite 光 10G ファミリータイプ	4,740 円(税込)
BB.excite 光 10G マンションタイプ	4,740 円(税込)

- ⑤ 2025 年 12 月 1 日利用分以降の BB.excite 光 10G の利用料金

サービス名	金額（税込）
BB.excite 光 10G ファミリータイプ	4,730 円(税込)
BB.excite 光 10G マンションタイプ	4,730 円(税込)

※ ブロードバンドユニバーサルサービス料は別途発生します。

(2) レンタル端末設備の貸与料金

① 2023 年 2 月 28 日利用分までのレンタル端末設備の貸与料金

区分	金額（税込）
回線終端装置又は VDSL 宅内装置	0 円／台
BB.excite 光 10G 対応ルータ（無線 LAN 機能付）	550 円(税込)／台

② 2023 年 3 月 1 日利用分から 2025 年 6 月 3 日利用分までのレンタル端末設備の貸与料金

区分	金額（税込）
回線終端装置又は VDSL 宅内装置	0 円／台
BB.excite 光 10G 対応ルータ（無線 LAN 機能付）	660 円(税込)／台

③ 2025 年 6 月 4 日利用以降のレンタル端末設備の貸与料金

区分	金額（税込）
回線終端装置又は VDSL 宅内装置	0 円／台
BB.excite 光 10G 対応ルータ（無線 LAN 機能付）	550 円(税込)／台

(3) その他

新規開通工事、移転工事、品目等変更工事、IPv6 オプション工事、その他工事にかかる費用、屋内配線（引込線のうち屋内に設備する部分の配線）の利用料、IPv6 オプション利用料、回線終端装置の貸与料金は、BB.excite 光 10G の利用料金に含まれるものとします。

(4) 移転時の BB.excite 光 10G の利用料金

移転時の BB.excite 光 10G の利用料金は、移転元の転出工事日と移転先の転入工事日にかかわらず、日割り計算を行わず、1 ヶ月分の金額を請求します。

3. 解約事務手数料

BB.excite 光 10G の解約事務手数料はありません。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これに従うものとします。

別紙 1-2

2025 年 10 月 1 日より前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合の初期費用及び工事費用の額及び支払方法を定めるものとします。

【料金表】

1. 初期費用の額

(1) 新規申込の際の契約事務手数料の額

1,100 円（税込）

(2) 転用申込の際の転用事務手数料の額

2,200 円（税込）

(3) 新規申込又は転用申込の際の BB.excite 光 10G の登録手数料の額

3,300 円（税込）

2. 工事費用の額及び支払方法

(1) 新規開通工事費（NTT 東西地域共通）

① 2022 年 6 月 30 日以前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

19,800 円（税込）とします。

※ 支払方法は分割での支払い（660 円（税込）/月×30 回）となります。

※ BB.excite 光 10G 契約が解約等により終了した場合において、分割での支払いが完了していない場合、契約者は、当社からの請求に基づき、残額を一括で支払うものとします。

② 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの間に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

パターン	宅内の配線設備を新設 又は一部利用し配線ル ートを変更する場合	宅内の配線設備を再利 用する場合	完全無派遣
金額	15,000 円（税込）	9,000 円（税込）	3,000 円（税込）

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

③ 2023 年 8 月 1 日から 2025 年 6 月 3 日までの間に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

パターン	宅内の配線設備を新設又 は一部利用し配線ルート を変更する場合	宅内の配線設備を再利 用する場合	完全無派遣
------	---------------------------------------	---------------------	-------

金額	22,000 円 (税込)	11,660 円 (税込)	3,300 円 (税込)
----	---------------	---------------	--------------

※ 支払方法は一括での支払いとなります。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これに従うものとします。

(2) 移転工事費

① 2024 年 1 月 31 日以前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

ア. NTT 東日本地域の場合

区分 \ パターン			宅内の配線設備を 新設又は一部利用 し配線ルートを変 更する場合	宅内の配線設備 を再利用する場 合	完全無派遣
基 本 工 事 費	交換機等工事を含む 全ての工事の場合	4,950 円 (税込)	○	○	—
	交換機等工事のみの 場合	1,100 円 (税込)	—	—	○
交換機等工事		1,100 円 (税込)	○	○	○
回 線 終 端 装 置 工 事 費	屋内配線設備部分	11,440 円 (税込)	○	—	—
	回線終端装置部分	2,310 円 (税込)	○	○	—
合計			19,800 円(税込)	8,360 円(税込)	2,200 円(税込)

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

イ. NTT 西日本地域の場合

区分 \ パターン			宅内の配線設備を 新設又は一部利用 し配線ルートを変 更する場合	宅内の配線設備 を再利用する場 合	完全無派遣
基 本 工 事 費	交換機等工事を含む 全ての工事の場合	4,950 円 (税込)	○	○	—
	交換機等工事のみの 場合	1,100 円 (税込)	—	—	○
交換機等工事		1,100 円 (税込)	○	○	○

回線終 端装置 工事費	屋内配線設備部分	11,440 円 (税込)	○	—	—
	回線終端装置部分	2,310 円 (税込)	○	○	—
合計			19,800 円(税込)	8,360 円(税込)	2,200 円(税込)

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

② 2024 年 2 月 1 日から 2025 年 6 月 3 日までの間に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

ア. NTT 東日本地域の場合

区分 \ パターン			宅内の配線設備を 新設又は一部利用 し配線ルートを変 更する場合	宅内の配線設備 を再利用する場 合	完全無派遣
基本工 事費	交換機等工事を含む 全ての工事の場合	8,250 円 (税込)	○	○	—
	交換機等工事のみの 場合	2,200 円 (税込)	—	—	○
交換機等工事		1,100 円 (税込)	○	○	○
回線終 端装置 工事費	屋内配線設備部分	10,340 円 (税込)	○	—	—
	回線終端装置部分	2,310 円 (税込)	○	○	—
合計			22,000 円(税込)	11,660 円(税込)	3,300 円(税込)

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

イ. NTT 西日本地域の場合

区分 \ パターン			宅内の配線設備を 新設又は一部利用 し配線ルートを変 更する場合	宅内の配線設備 を再利用する場 合	完全無派遣
基本工 事費	交換機等工事を含む 全ての工事の場合	8,250 円 (税込)	○	○	—
	交換機等工事のみの 場合	2,200 円	—	—	○

	場合	(税込)			
交換機等工事		1,100 円 (税込)	○	○	○
回線終 端装置	屋内配線設備部分	10,340 円 (税込)	○	—	—
工事費	回線終端装置部分	2,310 円 (税込)	○	○	—
合計			22,000 円(税込)	11,660 円(税込)	3,300 円(税込)

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

(3) 品目等変更工事費

① 2024 年 1 月 31 日以前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

ア. NTT 東日本地域の場合

				変更先	
				BB.excite 光 10G	
				ファミリータイプ	
				10G	
変更元	フ	ビジネスタイプ			派遣 19,800 円(税込)
	レ	プライオ 10			
	ッ	プライオ 1			
	ツ	ファミ	光配線方式		
	光	リー・			
	ネ	ギガス			
	ク	マート			
	ス	タイプ			
	ト	マンシ			
		ョン・			
	ギガス				
	マート				
	タイプ				
	ファミリータイプ				
	ファミリー・ハイスピードタイプ				
	ファミリー・ギガラインタイプ				
	マンシ	マンションタ	VDSL 方式		

	ョンタイプ	イブ	LAN 配線方式	
			光配線方式	
		マンション・ハイスピードタイプ		
		マンション・ギガライン対応		
フレックス光ライト	ファミリータイプ			
	マンションタイプ	光配線方式		
フレックス光ライトプラス				
ビジネスフレックス	ビジネスタイプ			
	ベーシックタイプ			
	ニューファミリータイプ			

※ 転用と同時に品目等変更を行う場合の金額となります。

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

② 2024 年 2 月 1 日から 2025 年 6 月 3 日までの間に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

ア. NTT 東日本地域の場合

			変更先
			BB.excite 光 10G
			ファミリータイプ
			10G
変	フ	ビジネスタイプ	派遣 22,000 円(税込)
	レ	プライオ 10	
	ッ	プライオ 1	

更 元	ツ 光 ネ ク ス ト	ファミ リー・ ギガス マート タイプ	光配線方式				
		マンシ ョン・ ギガス マート タイプ					
		ファミリータイプ					
		ファミリー・ハイスピードタイプ					
		ファミリー・ギガラインタイプ					
	マンシ ョンタ イプ	マンシ ョンタ イプ	VDSL 方式				
			LAN 配線方式				
		マンシ ョン・ハ イスピードタ イプ	光配線方式				
						マンシ ョン・ギ ガライン対応	
	フ レ ッ ツ 光 ラ イ ト	ファミリータイプ					
		マンシ ョンタ イプ	光配線方式				
	フレッツ光ライトプラス						
	B	ビジネスタイプ					
	フ	ベーシックタイプ					
	レ ッ ツ	ニューファミリータイプ					

※ 転用と同時に品目等変更を行う場合の金額となります。

※ 支払方法は一括での支払いとなります。

イ. NTT 西日本地域の場合

品目等変更を行うことはできません。

(4) IPv6 オプション工事費

2025 年 6 月 3 日以前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

区分		料金（税込）	単位
BB.excite 光 10G と 同時工事の場合	IPv6 オプション	無料	1 契約者回線ごと
	追加ネーム	無料	1 工事ごと
IPv6 オプション単 独工事の場合	IPv6 オプション	2,200 円(税込)	1 契約者回線ごと
	追加ネーム	無料	1 工事ごと
追加ネーム単独工事の場合		2,200 円(税込)	1 工事ごと

(5) その他

2025 年 6 月 3 日以前に BB.excite 光 10G 申込を完了した場合

- ① 土日祝日に工事を実施する場合、「土日祝日加算工事費：3,300 円（税込）」を加算した金額の請求となります。
- ② 夜間時間帯（17：00～22：00）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日は 8：30～22：00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,100 円（税込）を差し引いて 1.3 倍した額に、1,100 円（税込）を加算した金額の請求となります。
- ③ 深夜時間帯（22：00～翌日 8：30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,100 円（税込）を差し引いて 1.6 倍した額に、1,100 円（税込）を加算した金額の請求となります。
- ④ 工事費（基本工事費は除きます。）の合計額が 31,900 円（税込）を超える場合は 31,900 円（税込）までごとに、「加算額：3,850 円（税込）」が発生します。
- ⑤ 工事訪問時刻において、昼間帯（9：00～16：00）、夜間帯（17:00～21：00）、深夜帯（22:00～翌 8:00）の正時を時刻指定した場合、通常の工事費に対して、以下の費用が加算されます。なお、時刻指定工事は申込日より 10 日後以降が指定できるものとします。

区分	地域	時刻帯	料金（税込）	単位
時刻指定工事費	NTT 東日本地域	昼間帯	12,100 円(税込)	1 の工事ごとに
		夜間帯	19,800 円(税込)	
		深夜帯	30,800 円(税込)	
	NTT 西日本地域	昼間帯	12,100 円(税込)	

		夜間帯	22,000 円(税込)	
		深夜帯	33,000 円(税込)	

※ 廃止、移転元にかかわる工事は、適用対象外となります。

※ 2 以上の開通工事を同時に行った場合は、「1 の工事」として工事費を算定します。

※ 異なるサービスの工事を同時に行った場合は、「1 の工事」として取り扱い、本工事費を算定します。

※ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）での時刻指定の場合であっても、②に定める割増工事費を適用しません。

⑥ 工事担当者がお伺いする、又はお伺いしないについては、当社及び NTT 東西にて判定します。

⑦ NTT 東日本地域において、BB.excite 光 10G 対応ルータの設置又は取り外しを実施する場合、以下の工事費が発生します。

区分		料金（税込）	単位
無派遣工事の場合	基本工事費	2,200 円(税込)	1 の工事ごとに
	交換機等工事費	1,100 円(税込)	1 装置ごとに
派遣工事の場合	基本工事費	8,250 円(税込)	1 の工事ごとに
	交換機等工事費	1,100 円(税込)	1 装置ごとに
	回線終端装置工事費	2,310 円(税込)	1 の工事ごとに
	機器工事費	2,750 円(税込)	1 の工事ごとに

⑧ 配線ルートの構築工事を実施する場合、以下の工事費が発生します。

区分		料金（税込）	単位
配線ルート構築工事費	開通工事と同日に 工事実施の場合	15,400 円(税込)	1 の工事ごとに
	開通工事と別日に 工事実施の場合	29,700 円(税込)	1 の工事ごとに

※ 1 回線で実施する配線ルート構築工事は 1 経路のみとします。

※ ⑤に定める時刻指定工事費並びに②及び③に定める割増工事費は適用対象となります。

※ ①に定める土日祝日加算工事費及び④に定める加算額については適用対象外となります。

※ 施工対象は、マンション・ビル向け光屋内配線設備（光成端盤が設置されている建物）です。

⑨ NTT 東日本地域において、BB.excite 光 10G の申込者が BB.excite 光 10G 利用のため土木工事等を要する特別な電気通信設備の構築を実施する場合、以下の設備費が発生します。

区分	料金（税込）
設備費	別に算定する実費

※ 工事の着手後完了前に BB.excite 光 10G 申込のキャンセルがあった場合は、その工事に関してキャンセルがあった時点までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用に消費税相当額を加算した金額を負担していただきます。

- ⑩ NTT 西日本地域において、光ケーブルの保護工事を実施する場合、以下の光ケーブル保護工事費が発生します。

区分	料金（税込）
光ケーブル保護工事費	別に算定する実費

- ⑪ 担当者がお伺いする工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で工事ができなかった場合、契約者に対し工事費を請求する場合があります。
- ⑫ 無派遣で工事が可能な場合であって、契約者の要望等により担当者がお伺いする場合、別途工事費が発生する場合があります。
- ⑬ 契約者の設備状況により、工事費が変更となる場合があります。

別紙 2 BB.excite 光 10G の月額料金の返金又は請求免除制度において定める事項

第1条 (月額料金の返金又は請求免除制度の要件等)

1. 当社は、BB.excite 光 10G の解約が以下規定にすべて該当する場合には、BB.excite 光 10G のサービス開始日が属する月及びその翌月の月額料金を請求しません。ただし、既に当社が請求及び契約者が支払いを完了していた場合、契約者が当社の支払い方法として指定したクレジットカードへ返金します。
 - (1) BB.excite 光 10G の新規契約者が、第 21 条（契約者の解約）第 2 項に定める方法にてサービス開始日が属する月の翌月に解約が完了した場合。
 - (2) BB.excite 光 10G の新規契約者が、過去に同一住所で BB.excite 光 10G を契約したことがない場合。
 - (3) BB.excite 光 10G のサービス利用開始後に、移転工事、品目等変更工事又はその他工事を申し込み及び実施していない場合。
 - (4) BB.excite 光 10G の解約時に、月額料金の全額返金又は請求免除制度の適用を除外することを申し出していない場合。
2. 当社は前項に従い全額返金又は請求免除制度を適用した後に、以下規定に該当する場合には適用を取り消す場合があります。
 - (1) 本約款第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）に該当する行為を行っていた場合。
 - (2) BB.excite 契約サービスの契約で生じた料金の支払いを怠っていた場合。
 - (3) 本約款第 28 条（事業者変更後キャンセル（転出）及び事業者変更後キャンセル（転入））に定める方法で事業者変更後キャンセル（転入）を利用して BB.excite 光 10G の再契約をした場合。

別紙 3 BB.excite メールにおいて定める事項

第1条 (最低利用期間)

BB.excite マールの最低利用期間はありせん。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条 (契約者の義務又はサービス利用の要件)

1. BB.excite マールにおけるサービス開始日は、1 契約ごとに、当社において BB.excite マールが提供可能となった日とします。
2. BB.excite マールにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をした場合、再登録手数料を当社から契約者に対して請求します。再登録手数料は、330 円（税込）とします。
3. 当社及び当社が指定する第三者は、適宜、広告、プロモーション等を含む電子メールメッセージを登録ユーザーに対し配信することがあります。当社は、このような電子メールメッセージの内容、メッセージに応じて購入された商品又はサービスに関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。ただし、BB.excite マールに関する契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合には、前段の定めにかかわらず、当社に責任が認められるときは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は本約款第 51 条（自己責任の原則）第 5 項に定める上限の範囲内でその賠償責任を負うものとします。

第3条 (契約の内容を変更することができる事項)

BB.excite マールにおいて、契約者はメールアドレスの変更を請求することができます。

第4条 (契約者からの解約が効力を有する日)

BB.excite マールにおいて、契約者の通知による解約の効力は以下の通りとします。

- (1) BB.excite 光 10G と同時解約する場合
本約款第 21 条（契約者の解約）に定める日とします。
- (2) BB.excite マールを単独で解約する場合
当該通知があった日とします。

第5条 (保証の限定)

当社は、BB.excite マールにつき、以下の事項を保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) メッセージの配信時期。
- (3) メッセージの誤配。

- (4) BB.excite メールを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。
- (5) 内容。

第6条 (料金)

1. 初期費用の額

初期費用の額は、0 円とします。

2. 月額料金の額

月額料金の額は、以下に定める通りとします。

※日割り計算は行いません。

(1) BB.excite メールアドレス

418 円 (税込)

※BB.excite マールの利用時点において BB.excite 光 10G を利用している場合は、308 円 (税込) とします。

(2) ファミリーメールアドレス

1 アカウントにつき、418 円 (税込)

※BB.excite マールの利用時点において、BB.excite 光 10G を利用している場合は、308 円 (税込) とします。

※最大 8 アカウントまで申込可能です。

※BB.excite メールアドレスの登録後、申込ができます。

(3) メールアドレスの変更に係る費用の額

メールアドレスの変更に係る費用の額は、1 回の変更ににつき 220 円 (税込) とします。

別紙 4 BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて定める事項

第1条 (最低利用期間)

BB.excite パソコンお助けサポートサービスの最低利用期間はありません。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条 (契約者の義務又はサービス利用の要件)

1. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおけるサービス開始日は、1 契約ごとに、当社において BB.excite パソコンお助けサポートサービスが提供可能となった日とします。
2. BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をした場合、再登録手数料を当社から契約者に対して請求します。再登録手数料は、330 円（税込）とします。
1. 契約者は、BB.excite パソコンお助けサポートサービスを自己の業務遂行（個人事業主である契約者の場合に限り、）又は私的利用の範囲内で利用するものとします。
2. 契約者は、前項に定める利用目的の範囲を超えて、BB.excite パソコンお助けサポートサービスについて、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 第三者の所有する機器に対して、BB.excite パソコンお助けサポートサービスを利用させる行為
 - (2) BB.excite パソコンお助けサポートサービスを、第三者に対して販売し、又は商用サービス若しくは営業活動の一部として利用する行為
 - (3) BB.excite パソコンお助けサポートサービスを、第三者に利用させることを目的としたサービス（業務代行、保守サービス、サポートサービス等、形態の如何を問わず、BB.excite パソコンお助けサポートサービスを自ら提供する商品又はサービスの一部として利用し、第三者に提供する行為を含みます。）に供する行為
3. 前項に違反する行為は、本約款第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第 2 項第 1 号に定める禁止行為に該当するものとします。当社は、当該違反があった場合には、本約款第 33 条（利用の停止）及び第 22 条（当社の解約）の定めに従い、BB.excite パソコンお助けサポートサービスの利用停止又は解約を行うことができるものとします。

第3条 (契約者からの解約が効力を有する日)

BB.excite パソコンお助けサポートサービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、以下の通りとします。

- (1) BB.excite 光 10G と同時解約する場合
本約款第 21 条（契約者の解約）に定める日とします。

- (2) BB.excite パソコンお助けサポートサービスを単独で解約する場合
当該通知があった日とします。

第4条 （保証の限定）

当社は、BB.excite パソコンお助けサポートサービスにつき、以下の事項を保証しません。

- (1) BB.excite パソコンお助けサービスが常に利用可能であること。
- (2) BB.excite パソコンお助けサービスを利用した結果。
- (3) 品質（通信の不良に起因する場合があります）。
- (4) BB.excite パソコンお助けサービスを利用して受発信される情報の完全性、正確性、適用性、有用性、真偽、妥当性、有効性等。
- (5) 第三者の権利を侵害しないものであること。

第5条 （料金）

1. 初期費用の額

初期費用の額は、0 円とします。

2. 月額料金及び利用料の額

月額料金の額は、330 円（税込）とします。

※日割り計算は行いません。

別紙 5 ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて定める事項

第1条 (最低利用期間)

ESET ファミリーセキュリティサービスの最低利用期間はありません。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第2条 (契約者の義務又はサービス利用の要件)

1. ESET ファミリーセキュリティサービスにおける課金開始日は、1 契約ごとに、当社において ESET ファミリーセキュリティサービスが提供可能となった日とします。
2. ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて、解約が成立した暦月と同暦月内に再度契約をすることはできません。契約者が再度契約を希望する場合、解約が成立した暦月の翌月以降に改めて申込むものとします。
3. 契約者は、ESET ファミリーセキュリティサービスを、自己の内部業務処理（個人事業主である契約者が自己の業務遂行のために利用する場合、及び契約者が私的利用のために利用する場合を含みます。以下同じとします。）を目的としてのみ利用するものとします。
4. 契約者は、前項に定める利用目的の範囲を超えて、ESET ファミリーセキュリティサービスについて、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) ESET ファミリーセキュリティサービス又はその一部を複製し、販売し、譲渡し、賃貸し、貸与し、又は再許諾する行為
 - (2) ESET ファミリーセキュリティサービスを、第三者が一時的又は継続的に利用できるようにする行為
 - (3) ESET ファミリーセキュリティサービスを、第三者に利用させることを目的としたサービス（時間貸し、共有利用、クラウドサービスを介した提供等、形態の如何を問わず、当該サービスを自ら提供する商品又はサービスの一部として利用し、第三者に提供する行為を含みます。）に供する行為
5. 前項に違反する行為は、本約款第 52 条（不当利用、知的財産権侵害等の禁止行為）第 2 項第 1 号に定める禁止行為に該当するものとします。当社は、当該違反があった場合には、本約款第 33 条（利用の停止）及び第 22 条（当社の解約）の定めに従い、ESET ファミリーセキュリティサービスの利用停止又は解約を行うことができるものとします。
- 6.

第3条 (契約者からの解約が効力を有する日)

ESET ファミリーセキュリティサービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日が属する暦月の末日とします。

第4条 （初期費用の額）

初期費用の額は、0 円とします。

第5条 （月額料金及び利用料の額）

1. 月額料金の額は、550 円（税込）とします。ただし、ESET ファミリーセキュリティサービスの利用時点において BB.excite 光 10G を利用している場合は、無料とします。
2. 月額料金は、日割り計算は行いません。

第6条 （保証の限定）

当社は、ESET ファミリーセキュリティサービスにつき、以下の事項を保証しません。

- (1) ESET ファミリーセキュリティサービスが常に利用可能であること。
- (2) ESET ファミリーセキュリティサービスを利用した結果。
- (3) 品質（通信の不良に起因する場合があります）。
- (4) ESET ファミリーセキュリティサービスを利用して受発信される情報の完全性、正確性、適用性、有用性、真偽、妥当性、有効性等。
- (5) 第三者の権利を侵害しないものであること。

